

## 第5回大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議議事概要

### (開催要領)

- 1 と き 令和4（2022）年12月22日（木）  
午前9時30分～午前11時00分
- 2 ところ 大阪府庁本館1階議会運営委員会室（ウェブ会議併用）
- 3 出席委員

#### 会 場 出 席

岡田 健一  
若林 三奈

#### オンライン出席

伊藤 聡子  
佐伯 彰洋  
曾我部 真裕

### (議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 題  
インターネット上の人権侵害の解消について
- 3 閉 会

(議事録要旨)

(事務局)

前回の会議では、9月に公表しました「中間報告」で「今後の検討の進め方(論点)」とした内容に沿って、これまでの議論も踏まえ、新たな取組の方向性案と取組例をお示しし、これについて、委員の皆様のお意見を伺ったところです。

本日は、その際にいただいた御意見をもとに、事務局において、取りまとめ「素案(たたき台)」を作成しているため、内容を確認いただきまして、御意見を頂戴したいと考えます。

今後、本日いただいた御意見をもとに「素案(たたき台)」を加除修正し、改めて御意見をいただいた上で「案」とし、2月の定例府議会での議論を経まして、年度末に最終的な取りまとめを行いたいと考えています。

それでは、資料を御覧ください。項目ごとに内容を簡単に説明し、御意見を伺ってまいります。

まず、1ページの「1 はじめに」についてです。ここでは、インターネット上の人権侵害情報を取り巻く環境や、この会議の設置に至った経過、位置付けについて記載し、この取りまとめは、今後の府における施策の具体的な方向性と実施に当たっての課題について、この会議の意見を示したものであると結んでいます。この部分はよろしいでしょうか。

(委員発言なし)

それでは、「2 基本的な考え方」についてです。2ページをお開きください。検討に当たっての基本的な考え方を2つに分けて整理したものです。

一つ目は「府の役割」です。インターネット上に流通する人権侵害情報は、特定の個人に対する誹謗中傷や、不当な差別的言動など様々であるが、こうしたものへの対処については、憲法により保障される表現の自由の問題や匿名性や拡散性といったインターネットの特性を踏まえると、基本的には国において全国統一的に実施されるべきもの。

しかしながら、国における取組が必ずしも十分とは言えない中、府としても、府民が被害者にも加害者にもならないよう、国との役割分担を考慮しながら、教育・啓発の推進や相談窓口の整備など支援の充実に取り組んでいくことが重要である、としています。

二つ目は「被害者支援等のあり方」について。インターネット上の人権侵害情報への対応に当たっては、被害者自らがプロバイダ等への削除要請や司法手続等を通じて被害の回復を図ることが原則であるとし、府においては、被害者の求めに応じ、法的・技術的な助言や心理的なケア等を通じ、被害者に寄り添いながら支援を行うことが重要である。

直接的な被害者救済には表現の自由の問題など課題も多く、どのような情報が対象となるのかを明確にすることは難しいものと考えられますが、府としては、これまで、部落差別やヘイトスピーチなど明らかに差別的言動であると判断できる情報については、削除要請など直接的な対応を行っており、こうした情報については、引き続き対応を行うことは考えられるとし、それ以外の情報については、直ちに直接的な被害者救済を実施することは難しいと思われることから、府としては、被害者自身による被害回復への支援を行っていくことが求められる、とまとめています。この「基本的な考え方」の記述について、いかがでしょうか。

(若林委員)

基本的には賛成なのですが、2ページ「2 基本的な考え方」の(1)府の役割の3段落目のところ4行目から5行目にかけて、「人権侵害情報を発信してしまった場合などは安心して～」というところですが、ここに発信だけではなくて、例えば拡散といった言葉を付け加えていただくと、より明確になるかと思いました。リツイートや、いいねについても、違法性があるという裁判所の判断もありますので、そこを明確化していただければと思います。場合によっては、扇動や助長といったことも考えられるかもしれませんが、まずは発信と拡散という形でご検討いただければと思います。

(事務局)

次に、「3 施策の方向性」について。4ページをお開きください。大きく4つに分けて整理しています。

まず、「(1)教育・啓発活動の一層の推進」の部分です。教育啓発については、これまでから若年層を中心に様々な取組が行われてきましたが、人権侵害情報の発信を行う人の年代や立場は様々であることから、施策の対象を幅広い世代に拡大すること、また、効果的に進めるに当たっては、関係機関との一層の連携・協力を行う必要があることを「ア 幅広い世代への教育・啓発と関係機関との連携・協力」として記載しています。

また、「イ 啓発手法の工夫」として、これまでの取組に加えてインターネットの利用者に直接訴えかける効果的な取組の検討が考えられるとし、前回の会議でターゲット広告についていただいた御意見を踏まえ、人権侵害情報の発信を行う人だけでなく、被害者にも活用していただける形でのインターネット広告を例として挙げ、本来、国やプロバイダ事業者で取り組むべきものであるといった課題についても、なお書き以下に記載しています。

以上の「(1)教育・啓発活動の一層の推進」の記述について、いかがでしょうか。

(岡田委員)

基本的的に書いてあることに賛成いたします。おそらく差別的なことに対する人権課

題としての例示列举だと思えます。最近であればLGBTQの問題ですとか人権課題はたくさん他にあると思えます。

啓発手法の工夫のところでは、今回ターゲティング広告を主に取り上げていますが、第1段落目に書いてあるような実施例の他には、例えばアのところとも重複するのかもしれないのですけれども、学校とか、府や市区町村と連携した、市民に対するセミナーですとかを継続的に実施していく、それも一つの啓発手法としてはあるのかなと思えます。

(伊藤委員)

手法については特に良いのですが、内容について、どちらかという被害者の方の人生とか、心に傷を負わしてしまうということはもちろんなのですが、加害者にとっても今後、社会的に非常に生きにくくなる場合があると思うので、加害行為をしてしまうということが社会的に自分の存在を脅かすことになるということをしっかり認識してもらおうという、そういう目的とか意図を少しにじませていただけるといいのかなと思えました。

(曾我部委員)

4 ページの一番下の段落に関してですが、事業者のことが書いてありまして、ここだと事業者がこうすべきだと書いてあるのですけれども、ここは府の取り組みへの提言ですので、府においては事業者とも協力して啓発をすべきだというような書き方もあるのかなと思えますので、事業者との連携、協力といったところも書かれてもいいのかなと思えました。

(事務局)

曾我部委員がおっしゃったところですが、国の部分についても、こういったものは国に言っていくべきというような提案もあってもいいかなというようなイメージでよろしいでしょうか。プロバイダ事業者とは協力してやっていく、国に対しては、今の書き方でしたら、国が国の取り組みとして行うべきと言うような書き方にしているのですけれども、そこも国と協力しながらとか、国へ提案していくとか、そういったイメージがあるということでもよろしいでしょうか。

(曾我部委員)

啓発に関しては、本来国だけが行うべきだとまで言えず、府がやってもいいとは思いますが、それとは別に国と連携できるのであればするというのは当然あると思えます。

(事務局)

伊藤委員にお伺いしたいのですけれども、先ほどの加害行為をされる方に対する啓

発に関して、例えばホームページの作成をするなか等で、今まで加害者に対する啓発と申しますのは、こういったことをすると、被害者の方が、非常に生きづらくなるとか大変なことになるというようなことが結構多かったのですが、委員がおっしゃるのは具体的には、加害者がそういうことをすると、警察に捕まりますよとか、損害賠償請求を受けますよとか、そういった具体的な不利益になるようなこともしっかり広報していくべきというようなご意見でしょうか。

(伊藤委員)

はい。そういう意味でも、職場のコンプライアンス教育の中にしっかりと府からも提案をして取り入れていただくことが一番いいかなと。多分職場も追われるような状況に、もし加害者となって逮捕されるというようなことになるとそういう場合も起きるので、それが社会人にはとても効果的なのかなというふうに思ったりします。全体的な広告の中でも、加害者の人生自体が大きく変わってしまう、気軽にちょっとした中傷なんか書いてやろうというくらいの気持ちで行ったことが、結果的に本当に人生を狂わせることになっていきますよ、というようなニュアンスを込めていただけるといいのかなというふうに思いました。

(事務局)

次に「(2) 相談事業・被害者支援の充実」について。5ページをお開きください。

被害者は自身の被害内容に応じた相談窓口にとどりつけず、必要な相談が受けられないこともあると考えられる中、インターネットの特性から専門的知識や経験を有した相談員による迅速な支援を行う必要があるが、現在の府の人権相談窓口では的確に対応し得るものではないことから、「ア インターネット上の問題に関する専門の相談窓口の設置」として、インターネット上のトラブルや悩みを広く受け付け、相談者に寄り添った専門の相談窓口を新たに設置することが考えられることを記載しています。

この相談窓口では、本人による削除要請や証拠保全等の助言についても行うこととし、人権侵害情報に関する相談以外の相談については、適切な窓口につなぐほか、人権侵害情報の発信を行う人からの相談にも適切な対応が求められるとしています。

また、相談内容に応じて、次の「イ」や「ウ」にも記載していますが、弁護士や精神保健福祉士等の専門家への相談を費用負担なく利用できるようにするといったことも考えられるとしています。

課題としては、人権問題だけでなく、削除要請や証拠保全等の知識・経験を有して対応できる相談員の確保が容易でないことをあげ、運営に当たっては、関係機関との連携が不可欠であるとしています。

「イ 弁護士による法的助言・相談の実施」については、前回の会議での御意見を踏まえ、人権侵害情報の発信を行う人からの申し出に対しては、「ア」の相談窓口の範囲の中で対応することを原則とし、弁護士相談が必要とされる場合には、法テラス等

を案内することが考えられるとしています。

また、被害者の心理的な負担を軽減する取組が必要であるとして、「ウ」を設け、先ほど触れた精神保健福祉士等の専門家による相談のほか、当事者による体験談等のリーフレットや講演会、ウェブページでの提供を挙げています。

情報交換・情報共有の場の設置についても議論がありましたが、被害者間の情報は一般化が難しいことなどから、相談事例の分析や問題点等を整理し、今後の検討課題とすることが適当であるとしています。

さらに、「エ」として、府ウェブページの充実についても触れ、相談窓口などの情報をわかりやすく提供できるよう、コンテンツの充実やポータルサイトの構築など見やすくアクセスしやすいものとする必要があるとしています。

以上の、「(2) 相談事業・被害者支援の充実」の記述についていかがでしょうか。特に、「ア」の専門相談窓口の設置については、その意義や効果、必要性など、さらなる御意見がいただければと思っています。

(事務局)

前回の第4回の委員会で、佐伯委員から、寄り添うことは大事なことで、1回だけで相談を終わるということではなくて、それからどうなっていたかというのをずっとサポートしていき、それがどういう結果になって、その事例を蓄積していくことが重要というようなご意見いただいたのですが、それはご本人・相談者が納得されるまで寄り添うというようなご趣旨でよろしいでしょうか。

(佐伯委員)

はい。最終的に納得できるかどうかは、それははっきりしないかなと思うのですが、1回だけの相談で、これで終わりですではなくて、継続的にサポートしていくということがすごく大事で、この素案の中でも被害者に寄り添うという、そういう表現が使われていますけど、寄り添うということは、1回だけの相談ではないという意味として、理解できるものではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。寄り添うということは伊藤委員も何度かご発言いただいています。先ほど佐伯委員おっしゃっていただいたことを、この取りまとめの方に盛り込ませていただくということで、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

良いと思います。

(事務局)

それでは、その方向で調整させていただきます。

その他の部分の記載内容についてご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

(曾我部委員)

アのところの一番最後の下線部の「窓口の設置に当たり」というところから後ろですけど、「窓口の設置に当たり、課題として、まず」というのが書かれていまして、その後「また」、その後「さらに」とあるのですが、これは課題なのでしょう。

相談員確保が難しいというのは課題だと思うのですが、このあたりの書きぶりの整理がわかりにくいのと、あと狭い意味での課題というのは相談員確保だけなのでしょう。他にもいろいろあるような気もしますが。あるいは相談員確保ができなければ、そもそも相談窓口設置ができないので、「相談員の確保が難しいことを挙げられる。」でいいのか、そのあたりはどうなのでしょう。

(事務局)

今曾我部委員がおっしゃった部分については、調整させていただこうと思います。最も大きな課題は相談員の確保が難しいということですが、他に課題として、こういったことが挙げられるというようなことがありましたらお伺いできればと思います。

(曾我部委員)

課題は窓口を周知するとかといったことかもしれません。そうすると内容としてはその後ろに書いてある、SNSの活用であるとかかもしれないですけど。相談員の確保が難しいことについては死活的な問題だと思うのですが、「難しいことが挙げられる」と書いて済ませられるのか、何かもう少し書けることはないのかという気はするのですが、いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。例えば人材の育成に繋げていくべきとか、そういったような流れがいてのではないかというようなイメージでしょうか。

(曾我部委員)

見通しがつかないと、こういう提案もできないと思うのです。そのあたりの事が気になるという趣旨です。

(事務局)

難しいけれども人材確保なり、例えばセーフティーインターネット協会との連携協力を踏まえて、何とか確保してやっていくという、実際の設置に繋がるような終わり方というイメージでよろしいでしょうか。

(曾我部委員)

はい。

(岡田委員)

その課題のところ、相談員の確保が難しいという今の議論のところですけども、そこについてはどういった形で相談員を確保するのかという問題です。一つはセーファーインターネット協会との連携という話ですが、そこから委託をして人に来ていただくということにするのか、あるいは弁護士や専門家による専門相談窓口を設けるかとか、そういった確保の問題。あるいは従来のこれまで人権相談窓口を担当していた方に対して、インターネット上のトラブルに関する学習会ですとか、知識ですとか、そういったものを高めるような機会を府として設けるとかそういったことが、課題に対する施策としては考えられると思います。

あともう一つは、この今回の相談窓口を設置してあるのですが、相談窓口はどのように設けるのかという問題があると思ってまして。SNS等を通じたというのは後ろの方にも書いてあるのですが、インターネットを通じた、ネットでの相談窓口なのか、対面での相談窓口あるいは電話での相談窓口であるのか。対面であれば、それをどこに置くのかとかですね。消費生活相談であれば、基本的には各市町村に消費生活センターがありますので、幅広く受け入れができていっていると思うのですが、府の場合、そういった対面の相談窓口をどの範囲で設置するのか。あるいは電話相談窓口はどれぐらいの体制で整備するのかとか、その辺をきちっと検討、おそらくこれは相談件数とかの兼ね合いとも絡んでくるのだと思うのですが、これまで相談件数が少なすぎるというところから議論が始まっていますので、その辺の体制をどうしていくのかというのは重要な検討課題かなと思います。

(事務局)

岡田委員おっしゃっていただいた通り、今件数自体は非常に少ないと思ってまして、先行している東京なり、群馬なりの専門窓口の状況も今検討させていただいてまして、おおよその相談ケースの見込みというのも現在検討しているところです。

また、相談員の確保につきまして、今民間事業者の方でいろいろ相談をやられたりしていますけれども、事業者へのヒアリング等も並行して現在行っているところで、これを仮にやるということになりましたら、岡田委員おっしゃっていただいたような課題等も含めまして、面談についてどうやっていくべきなのか、場所をどういったところ、例えば大阪市内で作るべきなのかとか、市町村に対する協力関係をどうやって構築していくのか等含めて、実際に施策をするにあたっては、しっかりと検討させていただきたいと思います。

(若林委員)



インターネット上の問題ではあるのですが、インターネットにアクセスできない方が、自分のことについてインターネット上で問題になっているというケースもありますので、電話や対面といったアナログな相談の窓口というのともあわせてご検討いただきたいと思います。消費者問題であれば、188の番号をかけると、自動的に一番身近な市町村窓口につながるような形もできていますので、そういったことについても府でできるのか、あるいは国に働きかけていくのかというのはあるかとは思いますが、ご検討いただければと思います。

(岡田委員)

相談窓口の方から、インターネット上の誹謗中傷や差別に関しないものについては、他の適切な相談先に案内するというのもあったかと思いますが、インターネット上の相談というのが、府や市等の他の機関に寄せられることも結構あると思うのです。その場合に、この相談窓口を案内してもらうとか、他の機関でそういった対応をされた場合、それをフィードバックしていただくとか、個人情報等の問題もあると思いますが、その辺のところの連携というのは、全ての情報をまとめて、それをきちんと評価できるような、振り返りができるようなことを今後検討するという話でしたから、他の機関への相談があった場合、そちらにもアンテナを張ることが必要なと思います。

(伊藤委員)

3段落目に「被害者本人によるプロバイダ事業者への削除要請や証拠保全等の助言」とあるのですが、先ほどの寄り添うという点でいくと、例えばこういうふうにプロバイダに削除要請できます、してみてもいいかということですをやってみて、何回やってもなかなか取り合ってもらえないというときに、例えばその被害者の方から府の方で連絡を取ってもらえませんかとか、そういう要請があった場合は、府としては出ていかない、例えば法テラスとか弁護士に任せることになるのか。府として行動を起こすということはないということでしょうか。

(事務局)

今考えておりますのは、これまでの会議での議論でありましたように、個人間のトラブルには行政はできるだけ関わるべきではないというようなご意見をいただいておりますので、個人間のことにつきましては、あくまで個人でやっていただくような助言と考えております。

ただし、差別につきましては、これまでから行政で扱ってきた内容ですので、差別につきましては、個人の方が差別を受けていると、プロバイダに言っても削除してくれない、法務局にも言ったのですがというようなことがありましたら、大阪府から改めて法務局へ削除要請すると、そういうようなことは考えております。

(伊藤委員)

個人の場合で何回言っても駄目だという場合には、弁護士を紹介する、また別のところに繋ぐのが府の役割ということによろしいですか。

(事務局)

それは先ほど佐伯委員にもご指摘いただいたように、サポートをすると。そういった場合はこういうところがありますとか、弁護士さんに繋ぐとか、そういうのは相談で対応していきたいと、そう考えております。

(佐伯委員)

6 ページのウのところの下線を引いている、「実際に被害に遭われた当事者による体験談等をリーフレットや講演会、ウェブページを通じて提供することなども考えられる」というところがあるのですが、これだけ見ると、被害者の方がこういう提供をすることを要求されているような、そんな印象を持つこともあるのかなと思っていて、「体験談等を当事者のプライバシーに配慮し、可能な範囲で」のような言葉を入れておいた方がいいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。表現の方法を工夫させていただければと思います。

次に「(3) 人権侵害情報への対応」について。6 ページをお開きください。

まず、「ア プロバイダ事業者・法務省への削除要請への拡充」ですが、府では、これまでから、個人や団体、地域等に対する、明らかに差別的言動等であると判断できる情報については、プロバイダ事業者や法務省に対して削除要請を行ってきており、こうした不当な差別的言動等について、削除要請を行うことは考えられます。

実施に当たっては、基本的な考え方にも記載のとおり、まずは被害者の自主的な対応が原則であることから、限定的な対応が求められます。また、こういった情報を対象とするのかの判断は難しく、判例や法務省の運用状況等から明らかに不当な差別的言動等であると判断できる情報に絞るなど、慎重な対応が求められるとしています。

また、削除要請の実施状況の公表については、前回の会議での御意見を踏まえ、事業者別の公表は慎重にすべきとし、最後に、明らかに差別的言動等と判断できない特定の個人への誹謗中傷に対する削除要請については、違法性の判断に課題があることなどから、相談事例の分析や問題点等を整理し、今後の検討課題とすることが適当であるとしています。

続いて、「イ 差別的言動等の発信者への注意喚起」についてですが、これについては様々御意見をいただき、府は公権力の行使の主体となることや表現の自由の問題もあり、任意の助言や説示に留めるべきとしています。

また、「ア」と同様、まずは被害者の自主的な対応が原則であることから、限定的な対応が求められるとし、課題として発信者の特定が難しいことや氏名等を公表して確

信的に差別的言動等を行う人に対しては、効果が限定的であるといったことにも触れています。

社会的影響が大きい事象への対応についても議論となりましたが、「ウ」として、府が府民に冷静な対応を求めることが効果的であると考えてとしています。

また、第三者機関の設置として議論になった部分を「エ 有識者による施策の検証」としてまとめ、削除要請や注意喚起を行う際に、個々に意見を求めることは迅速性が著しく損なわれることから、これを必要としない仕組みとすべきとし、府の施策の検証や施策の基本的な考え方について有識者から意見を聴くことは考えられるとしています。

犯罪被害者等支援施策との連携と司法手続への支援についても御意見をいただきました。犯罪被害者等支援施策との連携では、名誉棄損罪や侮辱罪を犯罪被害者等支援の対象とすることや、二次被害について連携して支援することを、司法手続への支援では、弁護士費用や訴訟費用を補助することについて、いずれも相談事例の分析や問題点を整理し、今後の検討課題とすることが適当としています。

以上の「(3) 人権侵害情報への対応」の記述について、いかがでしょうか。

(事務局)

追加でご説明させていただきます。先ほど伊藤委員からお話がありました、直接的に対応をしないのかという部分につきましては、まさに(3)のアとイでございまして、基本的な考え方にもありますとおり、なかなか個人間の誹謗中傷に行政が直接関わるのは難しいといったこれまでの議論を踏まえました。大阪府ではこれまで差別事象が起こったときには、しっかり対応していたという経緯がございますので、差別的な事象が起こった場合には、プロバイダへの削除要請というのも一つ考えられますし発信者に対する注意喚起というのも考えられるのではないかとというまとめ方にさせていただいております。

(若林委員)

6ページの「ア プロバイダ事業者・法務省への削除要請の拡充」のところから、7ページの2段落目「実施する場合にあっても」というところにもあるのですが、差別的言動等については、個人、団体、地域等に対するものであっても、府の方から既に削除要請を法務省等に対してはされているということですか。その事実をまず書いているということでしょうか。

(事務局)

実際は、個人に関する差別で削除要請を行ったという事例は今のところございません。ただいわゆる同和地区の摘示であるとか、ヘイトスピーチであるとか、賤称語であるとか、そういったことにつきましては、明らかな差別と我々として判断しております、削除要請を行っています。

(若林委員)

そうであれば、現在やっていることを前提に何を拡充するのかというのがわかるような形で書いた方が良くと思いました。２段落目のところに、「実施する場合にあっても、まずは被害者の自主的な対応が求められることから」とありますが、これはその対象が個人の場合には、まず、当事者が削除要請を行い、それを繰り返ししてもできないときには対応するというので、不当な差別言動については、一般的に行えるけれど、それが個人を名指しするものである場合には、やはり現在も削除要請は行っていないし、府が対応するのは繰り返しご本人が要請してもそれが奏功しなかった場合に限る、という形になっているかと思いますが、そのところがややわかりにくいと思いました。

個人に対する問題については、例えば一番最後に特定の個人への誹謗中傷に対する削除要請について書かれている中で、併せて差別的言動については例外的に、繰り返しご本人が行ったうえで府から対応することが考えられるというような形で書くとか一読したときにわかりやすいような形をご検討いただければと思います。

(事務局)

そのあたりは整理させていただきます。

(曾我部委員)

前提的なこととして確認をお願いしたいと思うのですけれども、例えば誹謗中傷案件で、被害者の要請を受けて府が削除要請をするとか、個別に介入するというようなときに関して、通常の誹謗中傷に関しては、まず本人が対応すべきだから介入を控えるべきだというスタンスになっているので、結論にあまり影響があるわけではないと思うのですけれども、そもそも弁護士でない者がこういうことをやってもいいのかということが気になりまして。通常弁護士でない者が、本人から委任を受けて、削除要請することは、弁護士でないといけないと思うのですけれども、自治体の場合はこれをやってもいいのかというところがよくわかっていなくて、今後この議論を進めていくのであれば、この話は整理が必要なのかなと思ひまして、この場でお伺いをする次第です。

(事務局)

今このまとめをしているなかで、被害者に代わってというようなイメージはなく、行政が行政として、例えば行政指導の一環として、今条例化はされていませんけれども、仮に条例化した場合に、その中で行政の判断としてこれは差別事象であるので、行政指導としての注意喚起、助言、説示をさせていただくとか、削除要請にしても今もそうですけれども、例えばいわゆる同和地区の摘示をされている住民の方々に代わってやっているわけではなくて、行政としてそれは差別事象であるというふうな

認識をして、行政としてやらせていただいているというスタンスは今もそうですので、そういった形の活動を引き続きやっていくという考えです。

(曾我部委員)

今回の取りまとめだと、差別事象に行政としてそういう公共の利益の観点から、一定注意喚起をするという整理なので、これに関しては先ほど申し上げた権利事案は生じないと思いますが、ただこの今までの議論の中では、もっと個別の誹謗中傷案件に関して何か関わっていくというような、そういう考えも示されていたので、今後も仮にその可能性をさらに追求するということであるのであれば、今の問題が出てくるのかなと思ひまして、この場でインプットというかご確認をお願いしたいという趣旨で申し上げました。

(事務局)

引き続き検討課題としていまして、今後、我々が考えていくに当たりましては、曾我部委員ご指摘いただいた点を、引き続ききっちりと整理、検討していきたいと思っています。

(岡田委員)

問題意識は先ほど若林委員がおっしゃられたところと近くて、個人に対するものでない、集団に対する差別的言動の場合、被害者は誰なのかということです。自分自身の人格が傷つけられているということで、削除請求という司法上に救済を求めるような地位にあるのかどうかというところは、割と議論がいるかなと。明らかに特定個人の誹謗中傷であれば困るのですが、例えば何々人、日本人でも構わないのですけれど、に対する一般的なそういう差別的言動があった場合に、日本人である私は、裁判所とかに対して、人格権が侵害されたとして、その当該投稿を削除しろというふうな請求ができるのかというと、ちょっと難しいかもしれない、認められる余地はあると思うのですが。そういう観点から、被害者というのが幅広い場合、この「被害者が削除要請を行っても削除されず」という要件がいるのかどうか、その辺の整理がいるかなと思います。

(事務局)

岡田委員おっしゃる通りで、実施するに当たりましては、例えばいわゆる同和地区の摘示でありましたら、そこにお住まいの方のプライバシーの侵害の可能性があるというような判例等もあり、例えば外国人の通っている、ある外国人の学校という、一定の集団というところで、被害者がいる程度特定できるというものにつきましては何か対応するとか、実施に当たりましては、そこをしっかりと整理をさせていただかないといけないと考えています。

(岡田委員)

今の点で確認なのですが、いわゆる同和地区がここだという摘示に関する報告というのは、その当該同和地区に居住する、あるいはそこに居住していたものとか、そういった相談があって初めて行政が動いていたのか、行政としてそういった投稿があることを何らかの情報提供で認知した場合、そこで速やかに法務局等と連携して、削除要請するとかという対応したのかということ、後者ではないかと思ひまして、その意味でこの要件の部分は現状と一致していないのではないかと思ひ、お話をさせていただきました。

(事務局)

個人、被害者という部分と地区、集団というところで自主的に対応を求められるというのは、その集団の方々が自分たちで削除要請しなければ、府はしないのかということと矛盾ということでございます。そこはわかるような形で書かせていただければというふうに思ひます。

(若林委員)

特定の民族学校に対するヘイトスピーチが違法だとされた裁判例の件ですが、実際には特定の民族の方、全員に対するヘイトスピーチであって、これらの被害者の方々が、自らが原告として名乗りを上げることは、それによってまた差別の標的となるという事情があるなかで、学校法人がいわば被害者を代表して訴訟を起こしたという背景があったかと思ひます。このような場合に、学校法人が特定の個人として対応ができるから府としては何もしないというふうに考えるのか、その場合であっても、集団全体に対するヘイトスピーチだから、やはりこの場合には府として対応すべきだというふうに考えるのかでは、かなり変わってくるので、そのあたりはまさに被害者の方に寄り添って考えていただければと思ひます。

(事務局)

次に、「(4) 国への提案」について。9ページをお開きください。

国への提案については、昨年7月に行った実績があり、とりわけ「プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免除」、「第三者機関（人権救済機関）の設置」については、早急に進めていくべきとさせていただきます。

今後、国の対策の効果や府の取組結果も見極めながら、引き続き検討が必要であるとまとめ、これまで御意見いただいた具体的な項目をメニューとして列挙しています。

施策の方向性の最後に、「(5) その他の取組」として、いわゆる公選職の対応について、自主的な議論が必要であることを記載しています。

以上、「(4) 国への提案」と「(5) その他の取組」の記述について、いかがでしょうか。

(曾我部委員)

基本的には問題ないのですが、9ページの下(5)のところ、自主的な議論というのが書かれているのですが、誰に何を求めているのかがちょっとわかりにくいと思うのですが、あまり書きづらいということで意図的にそうなっているのであればいいのかなと思うのですが。政治家というのが、非常に一般的ですし、そこにおいて自主的なというのは、かなりぼんやりしているのが気になりますけど、明確に書きづらいということであれば、これで結構かと思います。

(若林委員)

書きづらいのかもしれませんが、やっぱりその他の取り組みのところはかなりぼやっとしているので、もしこの会議としてまとめるのであれば、例えば大阪府では議会基本条例があって、そこでも政治倫理については簡単に規定がありますが、それを政治倫理条例のような形で具体化するかどうかは別としても、その内容、中身をもう少し踏み込んだ形で、たとえば人権侵害行為であるとかそれを助長するような行為の問題性について、議会の立場で、そういう意味での自主的な議論を促していただける形を、もう少し明確にした形で入れる方が、意味があるかと思います。

(事務局)

どういった表現がいいのか、何か具体的なものがございますか。

(若林委員)

例えば人権侵害行為とか助長行為、賛同行為については、例えば三重県の政治倫理条例でも報道されていますし、それをどこまで書き込むのかということ自体についても議論があるところですので、大阪府でも議論はされてもいいのではないかと思います。そういったことを設定するかどうかも含めて、適切に議論していただくことが必要かと思います。

(岡田委員)

(5)のところは両委員おっしゃった通り、何を言っているのかぼやっとしているのもうちょっと明確に、基本的にはおそらく公選職の議員ですとか、首長の発言というところで、それがいろんな意味で解釈がゆがんだり、あるいは暴言にあたるようなものになってしまうと話がややこしくなりますけど、そういった場合にそこからセンセーショナルなSNSの炎上ですとか、そこから第三者に対する意図しない侵害とかというのは起こりやすいので、そのあたりについて、これは議会や首長自身の認識の問題でしょうし、どういうふうに倫理条例なのか、人事上のいわゆる協定なのか、約束事なのか、そういったところは自主的な議論が必要なかもしれないのですが、もうちょっと踏み込んで書いた方がわかりやすいのかなと思いました。

国への提案のところに関しては特に異論はありませんが、法務省の人権擁護機関における削除要請基準の明確化は、それは求めるべきなのかなと思うのですが、削除要請が行われた場合の削除対応の義務付けというところまでいけるのかどうかというところは、憲法上の問題もあるでしょうし、削除要請に関する部分のところの踏み込んだ根拠の法制化ですとかそういったところの方がいいのかなというふうに思います。

(曾我部委員)

先ほど(5)のところは、三重県条例のようなものも含めて、何らかの対応を議論いただきたいということだろうと思いますので、これは府に対する提言なので(5)を言うのであれば、府議会なり府知事なりが、こういうことを議論すべきではないかとそういう言い方になるのかなと思います。このペーパーのまとめ方として、より重要だと思ったのは岡田委員がおっしゃった(4)の第2段落、第3段落目のあたりです。まず第3段落目「先般国において～、今後こういった効果が期待される」とその後「今後、その対策の効果を見極めながら、必要に応じ、さらなる提案していくことが適当だ」と、ここは府においてということですね。この一文が国においてとあるので、それはわかりにくいので府においてというのを書いた方がいいのじゃなかというのが一つ。

その後の段落との繋げ方の問題なのですが、「議論として」とあるのですが、これはこの場での議論ということでしょうか。この有識者会議での議論のことでしょうか。そうでしたら、この会議で出た議論とわかるようにしていただいて。最後「財政支援等が挙げられたところであり～引き続き検討することが適当」というのが、誰が検討するのかわからない。それとその前の段落の「さらなる提案をしていくことが適当だ」というのが、重複しているのか、どういう関係にあるのかわからない。ですから先般の段落で「さらなる提案をすることが適当であると考え」と、その後、会議の議論として、第3段落の最後「さらなる提案していくことが適当であると考え」と。「さらなる提案の具体例としてこういうのがあります、こういうのが出ました」と、そういうふうにするとう繋がり方がわかると思うのですが、現状は下の二段落の関係性ですとか、誰が何をすることかわかりにくいと思うので、その辺りが明確になるようにしていただくのはいかがでしょうかと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。表現方法を工夫させていただければと思います。

(若林委員)

第三者機関の設置を今までも求めてきたということとの関連で、一番最後の議論の部分について、そこで削除対応の義務付けをしたいということなのですが、それを法務省の人権擁護機関でやっていいのかという岡田委員からの意見とも関連しますが、現状の削除要請では限界がある、義務付けまでいかないに対応できない事象があるが



あるなかで、しかしながら法務省という国の機関で義務づけまでいかないと対応でき  
をすることには法的に困難が伴うので、そこから独立した第三者機関である人権救済  
機関を、国の責任で適切に設置すべきである、そういう筋立てだと思いますので、そ  
この意味付けがわかるような形で書いていただけるとわかりやすいと思います。

(岡田委員)

発信者情報開示手続における開示項目の拡大、これはいいのですが、一対一のメッ  
セージに対する対応が、それはその通りなのですが、基本的には電子メール等とか具  
体例を書いていただいた方がわかりやすいかなと思っております。

現状のプロバイダ制限責任法における発信者情報開示に関しては、電子メールを利用  
した権利侵害情報の発信に関しては、残念ながら発信者情報開示請求権がないとい  
うことになっていますので、ここを電子メール等とか記載していただいた方が具体的  
にわかりやすいかなと思います。

(伊藤委員)

今回は第三者機関といいますか、迅速な対応ができるような機関で、いろいろなど  
ころにインターネットに関する情報、相談を繋いでいくということが府として新たな  
取り組みとしてできることということだと思います。法的な問題とかもありますし、  
すごく難しいということはわかるのですけれども、今回こういう議論になったそもそ  
もの背景というのが、例えばプロレスラーの木村花さんが亡くなったというようなこ  
とで、どうしても個人の事で追い詰められている人が多いという現状からスタートし  
た話ではないのかと私自身は認識していて、その救済というものに対して、どうい  
うことができるのかということだと思います。しかも相談の窓口を広げて迅速に対応  
できるということは非常に大事なことですし、大きな一歩だと思うのですけれども、  
例えば木村花さんのような人が、そういう窓口で相談できたのかということまたそれは  
話が別だと思います。大量のものが来ることによって追い詰められるという状況を作  
られることで、本当にどうにも動けなくなって死を選んでしまうというようなことが  
多いと思います。ですので、最近もヤフーコメントは、電話番号を書くように進化も  
してきたのですが、基本的に迅速性がすごく求められるというか、追い詰められてか  
らではどうにも行動が起こせないというところが大きな課題だと思いますので、例え  
ば国に対しては、今プロバイダの方でも自主的にそういう流れにはなってきています  
が、迅速に問題点を見つけて、事前に解決できるような、そういう方向性とか義務づ  
けとか、議論を進めていただくということも、とても大事なのではないかなと。法的  
なことでは解決できないから困っているというところでもあると思うので、そのあた  
りのニュアンスというのを滲ませて国に言っていただきたいと思います。

(事務局)

最後に、「4 施策の実施に当たって」について。10 ページをお開きください。

冒頭の「基本的な考え方」にも記載のとおり、この取りまとめは、府が行うべき施策の方向性や課題について、この会議の意見を示したものであり、今後、この取りまとめを踏まえ、府が、具体的に施策を進めるに当たっては、課題について慎重に検討しながら、必要となる予算や体制、根拠となる条例等について十分に精査する必要があるとし、一朝一夕に解決するものでないことから、関係機関等との連携・協力を図りながら、粘り強く取り組み続けることが必要であると結んでいるこの部分の記述について、いかがでしょうか。

(委員発言なし)

冒頭に申し上げたとおり、本日いただいた御意見を踏まえ、事務局において加除修正し、改めて委員の皆様から御意見をいただいた上で、この「素案(たたき台)」を「案」としたいと考えています。

本日は限られた時間でもあったので、会議終了後でも、「素案(たたき台)」について、メール等で御意見をいただければと思います。

本日、御意見いただく事項については、以上のとおりです。

— 以 上 —